

令和6年3月定例会
(2024年)

議案書④

2月26日提出

【その他】

市議案第39号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
児童福祉関連複合施設 大規模改修工事	660,000,000円	株式会社河崎組

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第40号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
児童福祉関連複合施設 大規模改修給排水衛生 設備工事	196,680,000円	柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第41号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
児童福祉関連複合施設 大規模改修空調設備工事	223,289,000円	柳生設備株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第42号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
児童福祉関連複合施設 大規模改修電気設備工事	317,900,000円	西田電気株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

市議案第43号

特定事業契約の締結について

次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
豊中市営西谷住宅建替事業	5,236,000,000円	東レ建設グループ

（提案理由）

上記の特定事業契約について契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものである。

市議案第44号

指定金融機関の指定について

令和6年（2024年）8月1日から令和7年（2025年）7月31日まで株式会社三井住友銀行を豊中市指定金融機関に指定する。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方自治法施行令第168条第2項の規定により指定金融機関を指定するため、提案するものである。

市議案第45号

市道路線の認定及び変更について

別紙調書のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市道路線の認定及び変更をしたいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものである。

市道路線認定調書

図面対照番号	理由番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	1	永楽荘第81号線	永楽荘3丁目85番13地先から 永楽荘3丁目85番1地先まで	
2	2	春日町第73号線	春日町2丁目60番7地先から 春日町2丁目60番12地先まで	
3	3	上新田第50号線	上新田4丁目1900番6地先から 上新田4丁目1900番10地先まで	
4	4	箕輪第32号線	箕輪2丁目91番14地先から 箕輪2丁目91番17地先まで	
5	5	東泉丘第31号線	東泉丘1丁目786番3地先から 東泉丘1丁目786番11地先まで	
6	6	栗ヶ丘町第18号線	栗ヶ丘町66番11地先から 栗ヶ丘町66番16地先まで	
7	7	中桜塚第90号線	中桜塚2丁目95番3地先から 中桜塚2丁目100番12地先まで	
8	8	浜第48号線	浜1丁目412番14地先から 浜1丁目412番12地先まで	
9	9	浜第49号線	浜3丁目753番1地先から 浜3丁目753番14地先まで	
10	10	名神口歩第1号線	名神口3丁目111番8地先から 名神口2丁目143番1地先まで	

市道路線認定理由説明書

1. 認定理由番号第1号から第3号、第5号から第7号、第9号の路線は、都市計画法の開発行為に基づき当市に帰属されたものです。
(図面対照番号 1号・2号・3号・5号・6号・7号・9号)
2. 認定理由番号第4号・第8号の路線は、私有道路敷の寄附を受けたものです。
(図面対照番号 4号・8号)
3. 認定理由番号第10号の路線は、大阪府より管理引継ぎを受けたものです。
(図面対照番号 10号)

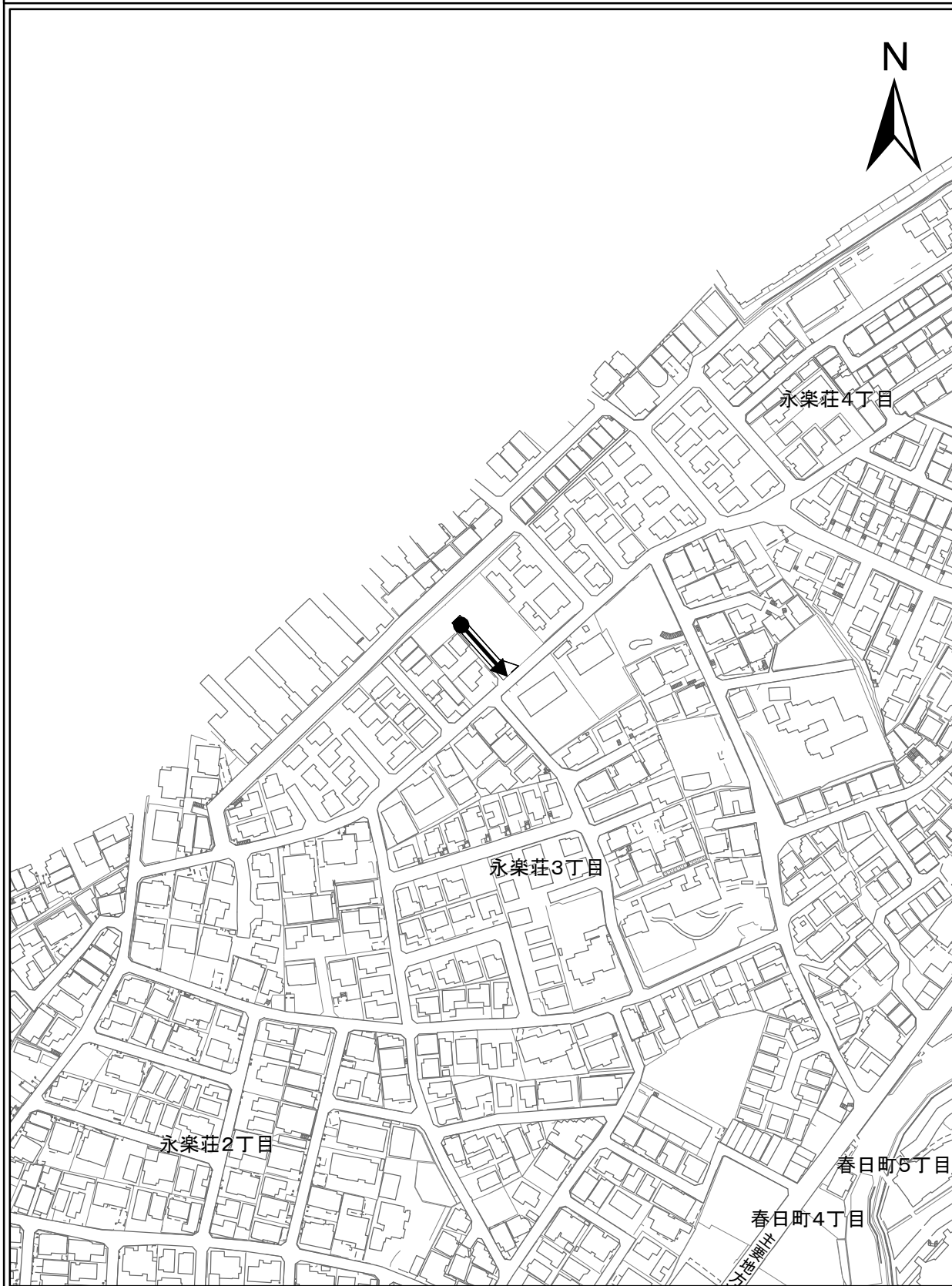
豊中市全図



市道路線認定位置図

(1) 永楽荘第81号線

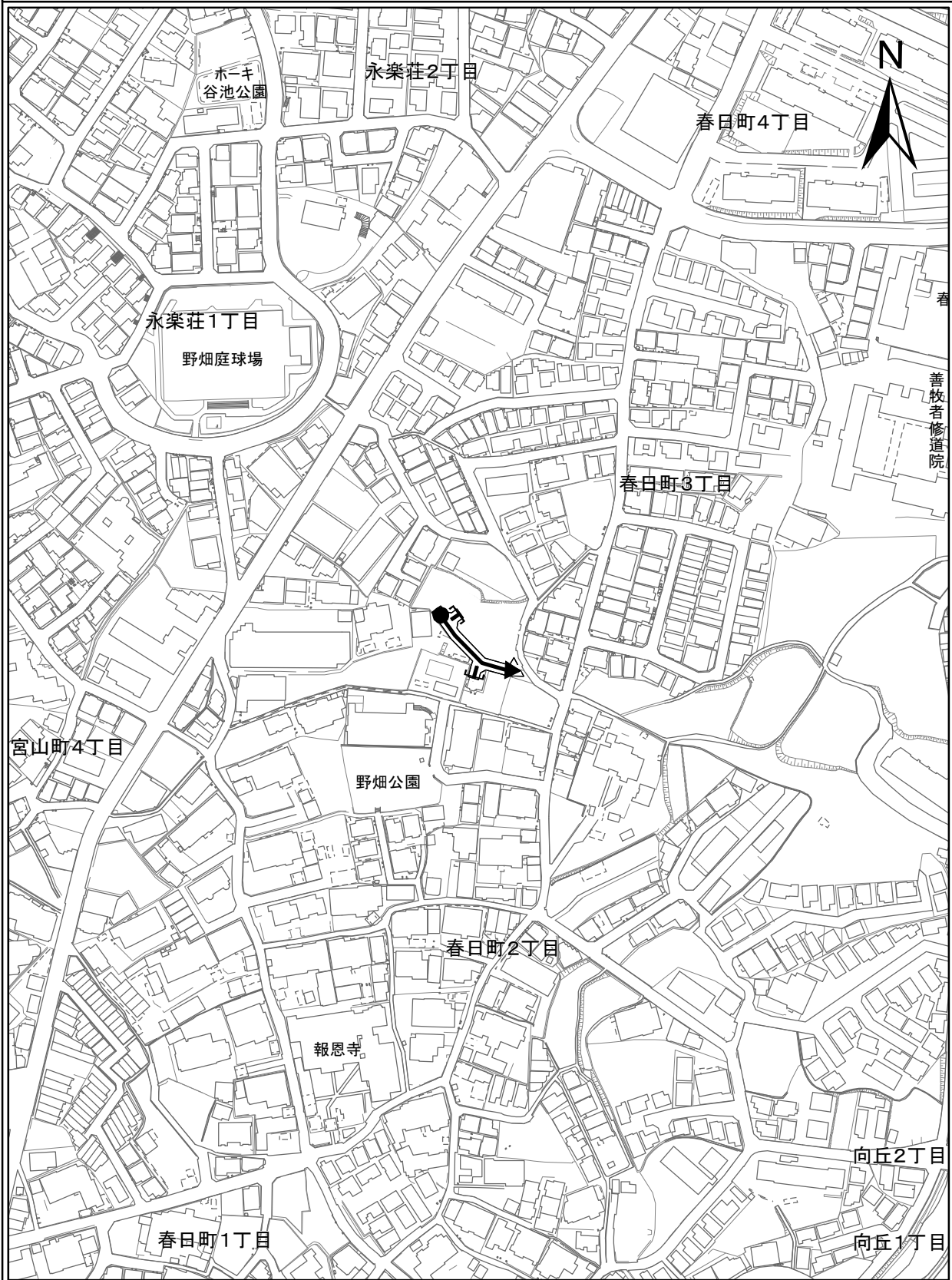
路線認定図



凡 例		起 点	永楽荘3丁目85番13地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	永楽荘3丁目85番1地先	32.89	最小 4.70 最大 7.81

(2) 春日町第73号線

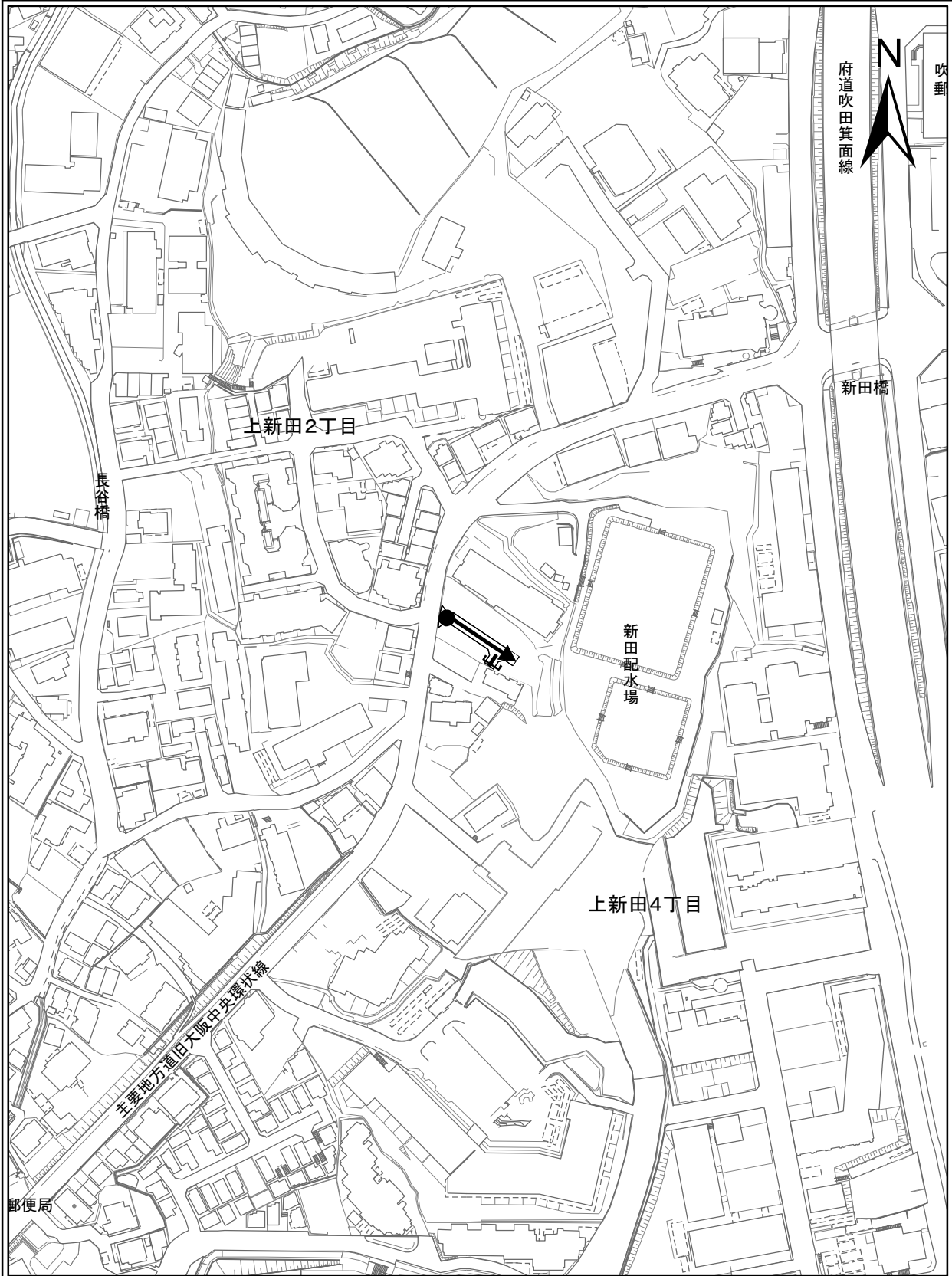
路線認定図



凡 例		起 点	春日町2丁目60番7地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	春日町2丁目60番12地先	58.07	最小 4.70 最大 4.70

(3) 上新田第50号線

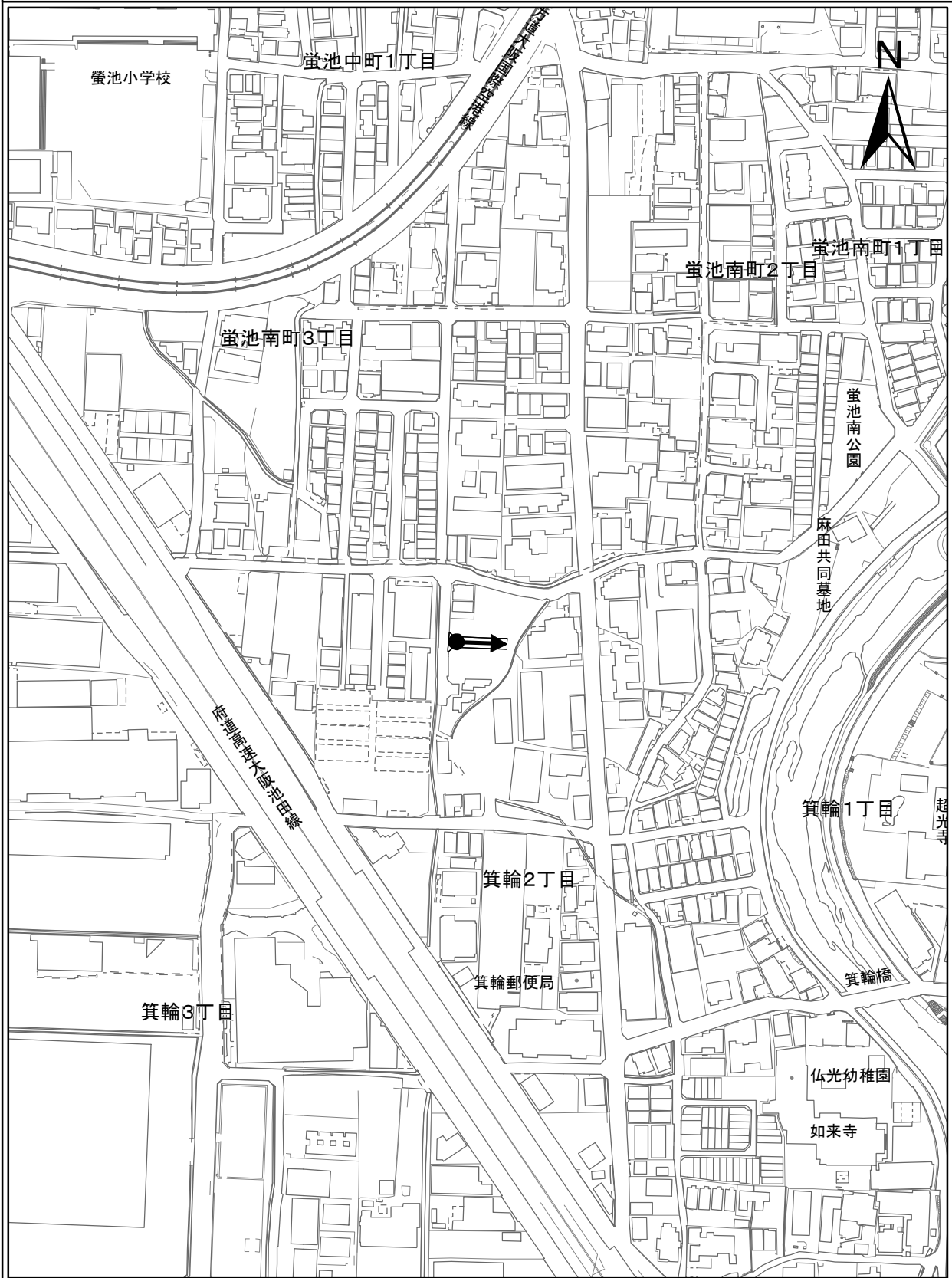
路線認定図



凡 例		起 点	上新田4丁目1900番6地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	上新田4丁目1900番10地先	44.10	最小 4.70 最大 4.70

(4) 箕輪第32号線

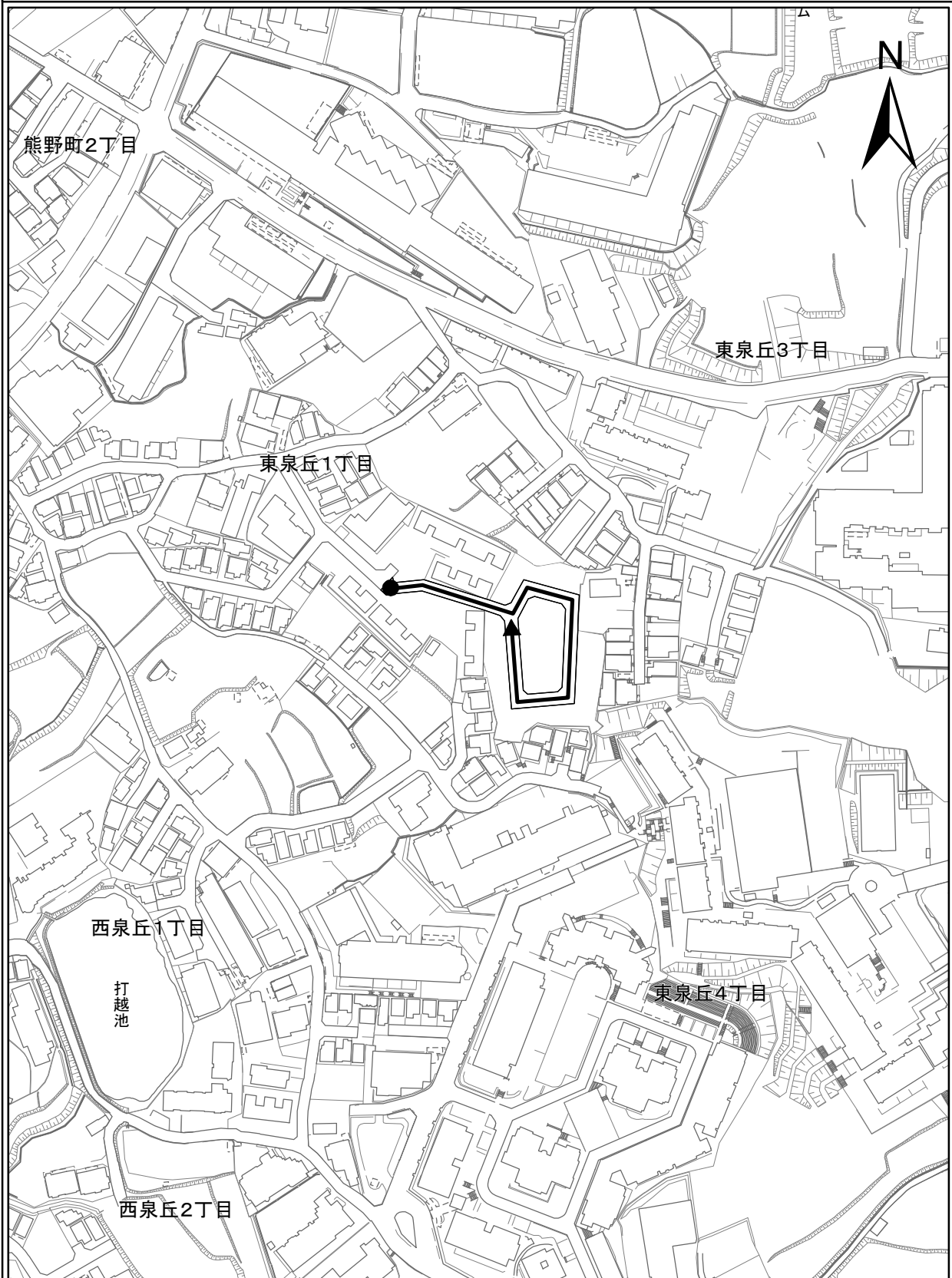
路線認定図



凡 例		起 点	箕輪2丁目91番14地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	箕輪2丁目91番17地先	25.14	最小 4.70 最大 4.70

(5) 東泉丘第31号線

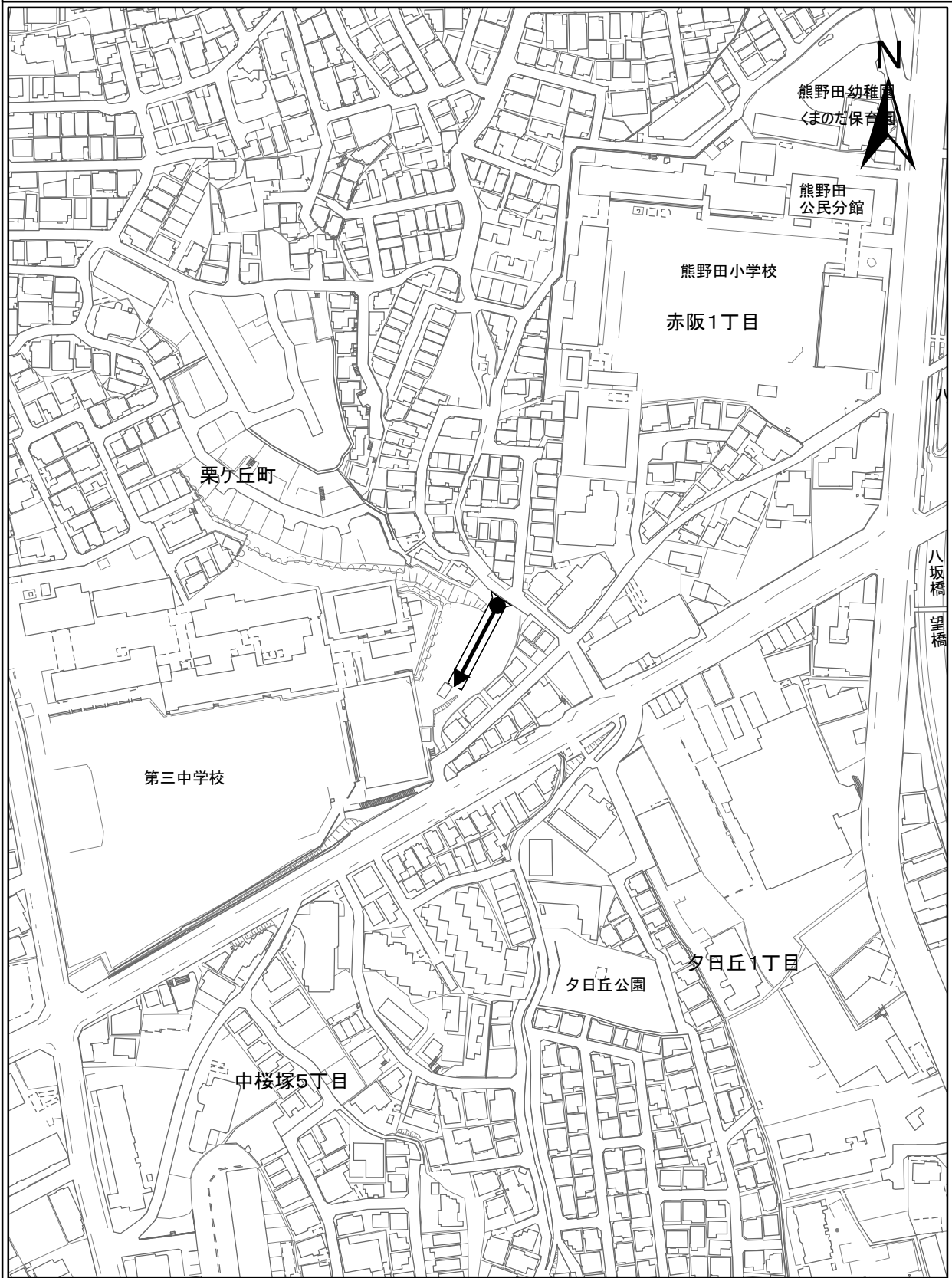
路線認定図



凡 例		起 点	東泉丘1丁目786番3地先	延長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	東泉丘1丁目786番11地先	190.21	最小 4.70 最大 5.70

(6) 栗ヶ丘町第18号線

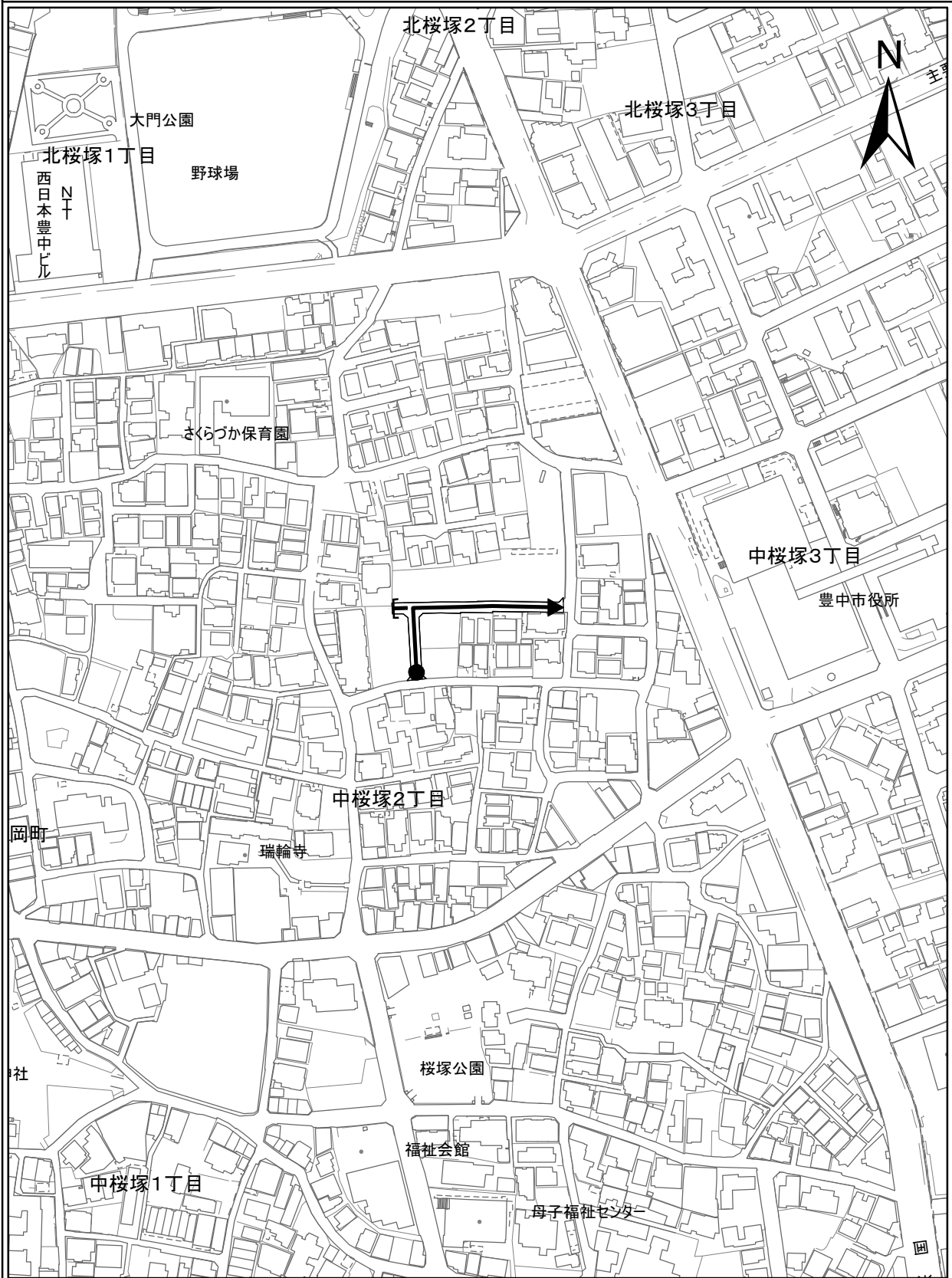
路線認定図



凡 例		起 点	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	栗ヶ丘町66番11地先	42.63	最小 6.70 最大 6.70
		終 点		
		栗ヶ丘町66番16地先		

(7) 中桜塚第90号線

路線認定図



凡 例		起 点	中桜塚2丁目95番3地先	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	中桜塚2丁目100番12地先	102.52	最小 4.35 最大 4.96

(8) 浜第48号線

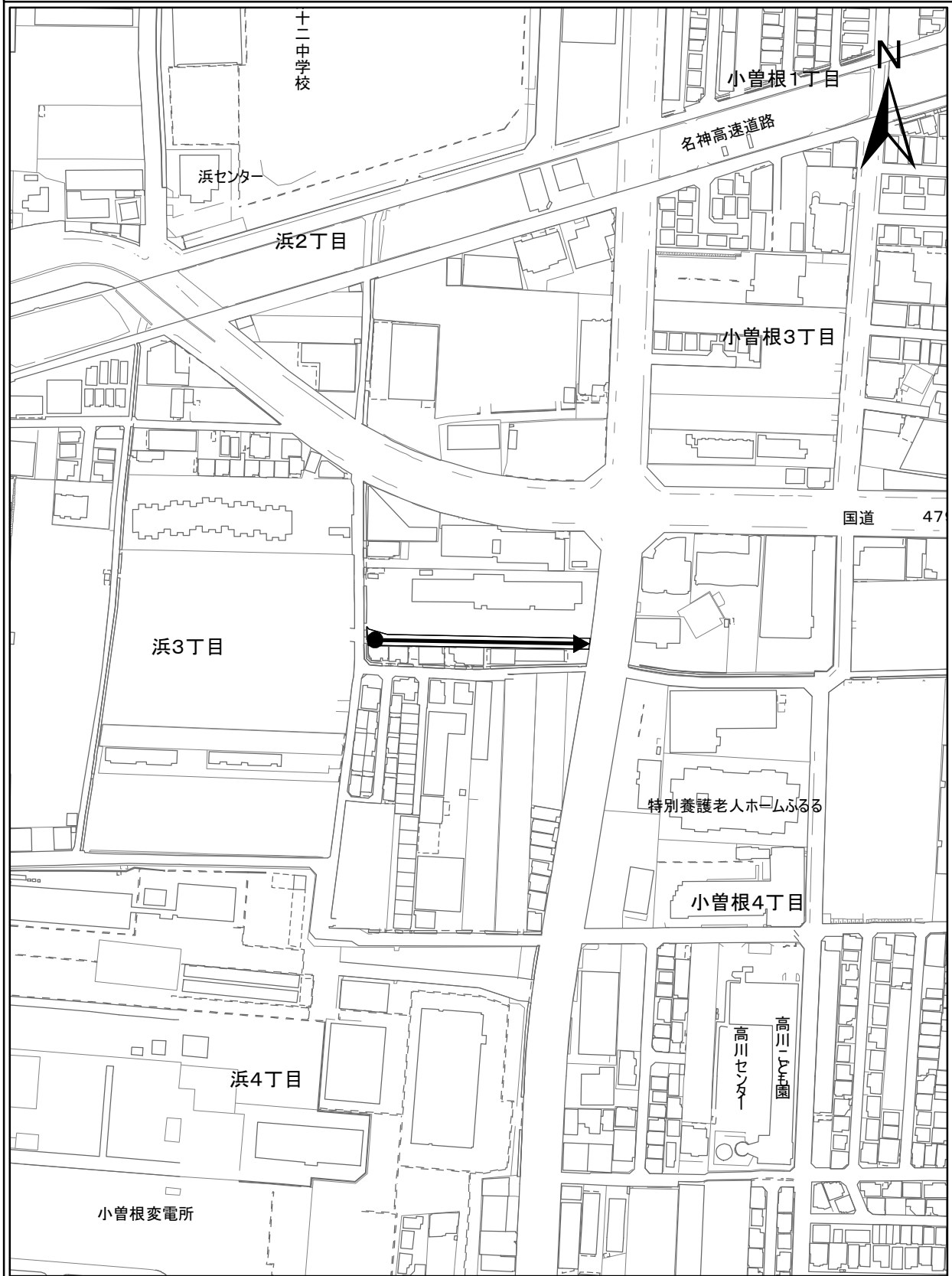
路線認定図



凡 例		起 点	浜1丁目412番14地先	延 長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	浜1丁目412番12地先	19.17	最小 4.70 最大 4.70

(9) 浜第49号線

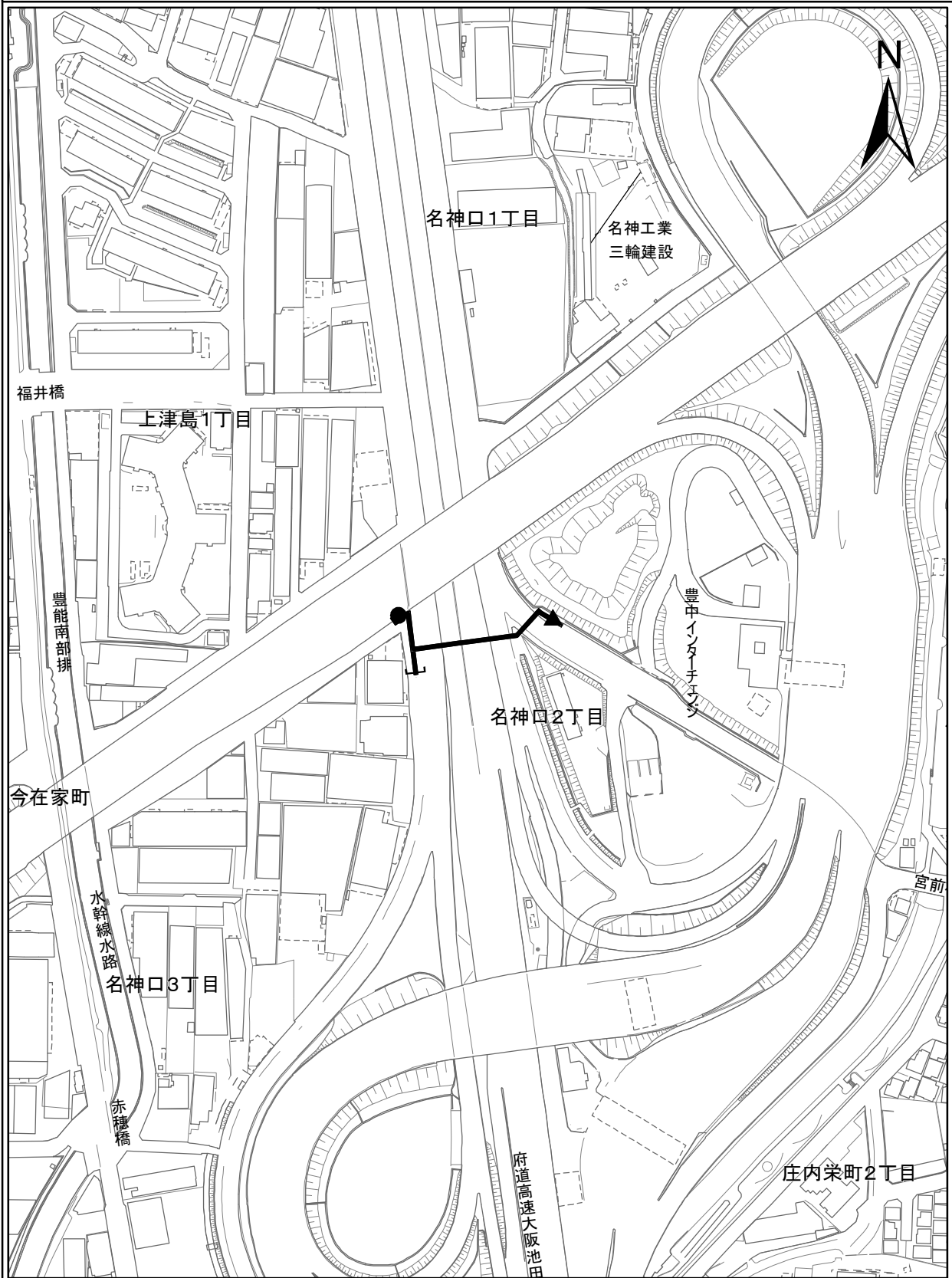
路線認定図



凡 例		起 点	浜3丁目753番1地先	延長 m	幅 員 m
→	認定路線	終 点	浜3丁目753番14地先	95.86	最小 4.70 最大 6.78

(10) 名神口歩第1号線

路線認定図



凡 例		起 点	名神口3丁目 111番8地先	延 長 m	幅 員 m
	認定路線	終 点	名神口2丁目 143番1地先	110.78	最小 1.90 最大 1.96

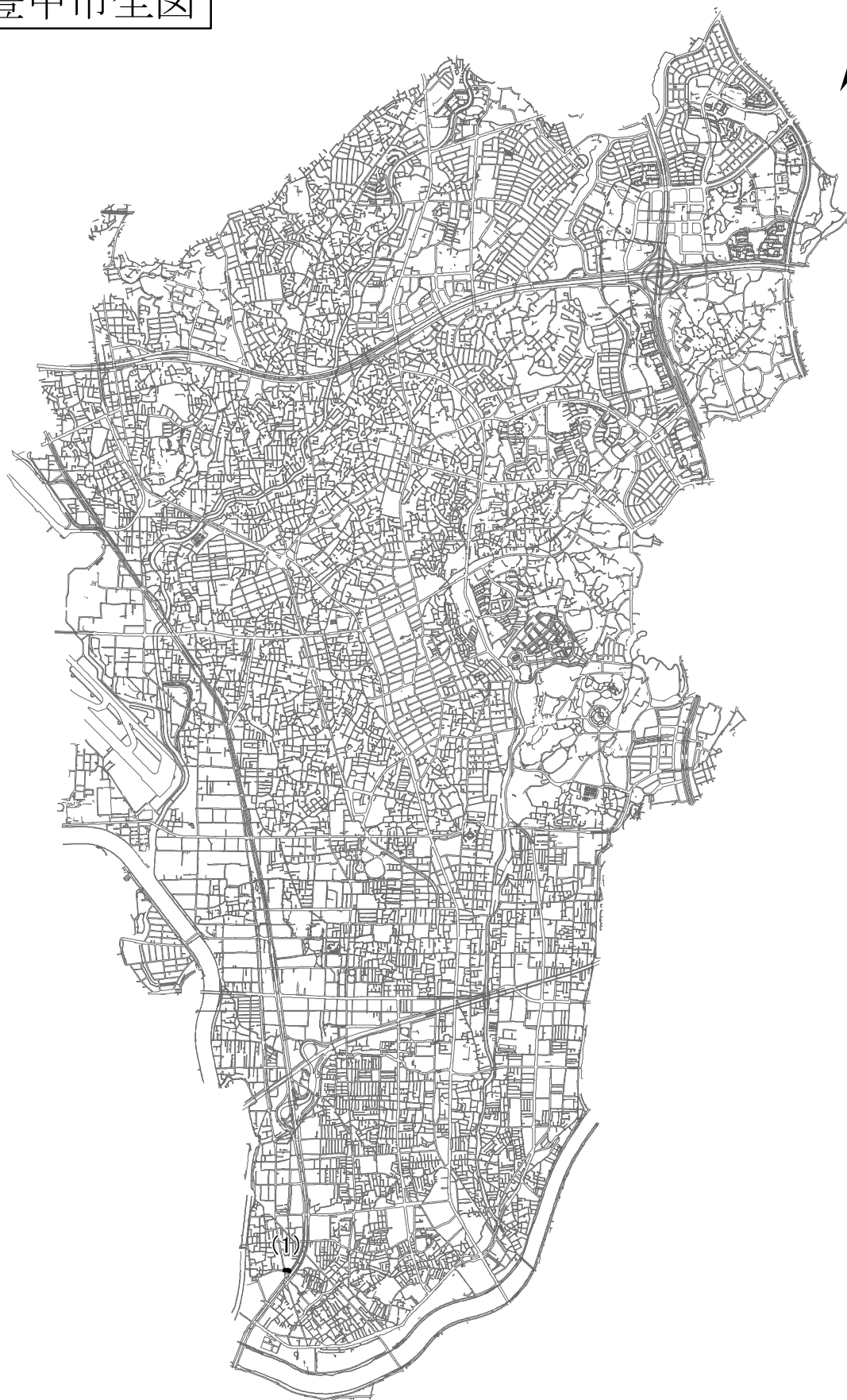
市道路線変更調書

図面対照番号	理由番号	路線名	前	起 点 終 点	重要な経過地
			後		
1	1	庄本町第27号線	前	庄本町2丁目178番1地先から 庄本町2丁目178番1地先まで	
			後	庄本町2丁目178番3地先から 庄本町2丁目178番3地先まで	

市道路線変更理由説明書

1. 変更理由番号第1号の路線は、大阪府より譲与を受けた道路と従来路線を統合するものです。
(図面対照番号 1号)

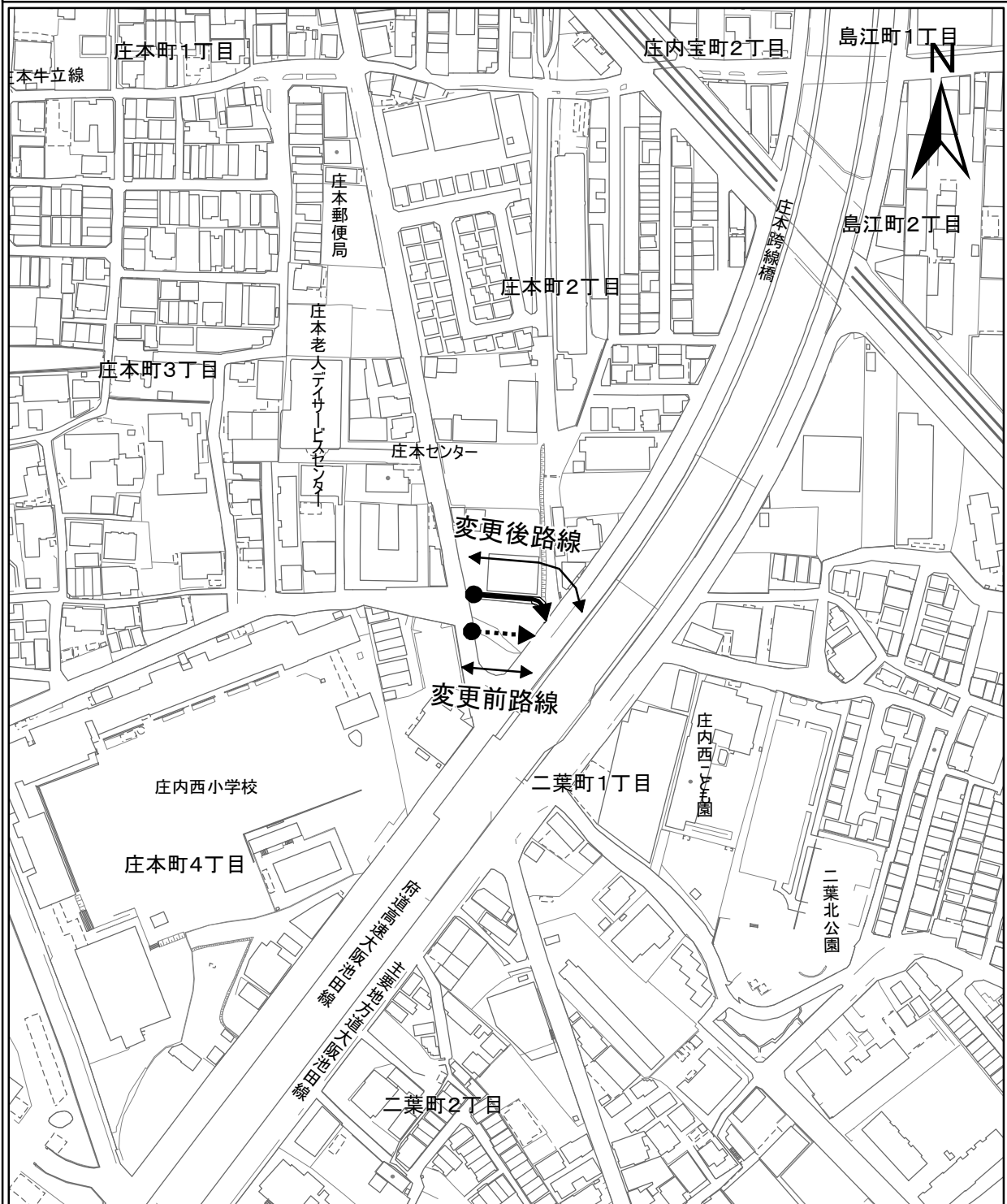
豊中市全図



市道路線変更位置図

(1) 庄本町第27号線

路線変更図



変更前路線

起 点	庄本町2丁目178番1地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目178番1地先	30.40	最小 1.82 最大 1.82

変更後路線

起 点	庄本町2丁目178番3地先	延 長 m	幅 員 m
終 点	庄本町2丁目178番3地先	38.48	最小 1.82 最大 3.28

凡 例	
●----->	変更前路線
●----->	変更後路線

市議案第46号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和6年（2024年）2月26日提出

豊中市長 長内 繁樹

記

1 契約の目的

地方自治法の定めるところにより、特定の事件について監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けること

2 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

3 契約金額

11,880,000円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出の後に一括払い

5 契約先

住所 大阪市淀川区西宮原

資格 公認会計士

名前 小室 将雄

（提案理由）

上記の者と包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものである。

包括外部監査人の経歴

住 所 大阪市淀川区西宮原

名 前 こ むろ まさ お
小 室 将 雄

49歳

最終学歴 流通科学大学 情報学部 経営情報学科

資格取得年月日 平成16年(2004年)4月21日 公認会計士名簿に登録

主たる経歴

就任年月	所 属
平成10年10月 (1998年)	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社
平成26年7月 (2014年)	有限責任監査法人トーマツ パートナーに就任

包括外部監査に関わる主たる経歴

実施年度	団体名	役割	監査・研修テーマ
平成26年度 (2014年度)	八尾市	補助者	生活保護事業に関する事務の執行について
平成27年度 (2015年度)			市単費事業に関する事務の執行について
平成28年度 (2016年度)			外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について
平成29年度 (2017年度)	和歌山市	監査人	窓口業務に関する財務事務について
平成30年度 (2018年度)			公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について
令和元年度 (2019年度)			水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事情の執行及び経営に係る事業の管理について
令和2年度 (2020年度)	吹田市	監査人	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事務の管理について
令和3年度 (2021年度)			補助金等に係る財務に関する事務の執行について
令和4年度 (2022年度)			指定管理者制度の運用に関する事務の執行について
令和5年度 (2023年度)	豊中市	監査人	行財政改革の推進と地方公会計の活用について

市議案第 4 7 号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議
会規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面
市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のとおり変更することにつ
いて、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市と協議するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）2 月 2 6 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

協議会の事務所の移転に伴い、規約の一部変更について関係市と協議を行うため、
本案を提出するものである。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約
の一部を変更する規約（案）

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（令和3年
2月1日締結）の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1
丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、締結の日から施行する。